

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部
兵庫労働局 労働基準部 健康課
兵庫県健康福祉部健康局 健康増進課

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙は7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、委託事業として「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を実施しており当会が受託しています。このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を兵庫労働局労働基準部健康課、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課のご協力のもと下記により開催することといたしました。

また中小企業事業主を対象として喫煙室等を労働局長の承認後に設置・改修した場合に助成金（上限額100万円）を受給できる支援事業もあります。

ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日時：平成30年10月5日（金） 14時00分～17時00分（受付：13時30分～）

場所：神戸市産業振興センター901号室（神戸市中央区東川崎町1-8-4 TEL：078-360-3200）

内容：① 受動喫煙による健康への有害性・兵庫県における受動喫煙防止対策
（兵庫県健康福祉部健康局健康増進課）

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状、支援事業
（受動喫煙防止対策助成金を含む。兵庫労働局労働基準部健康課担当者）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

参加要領：下記参加申込書にご記入の上（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部宛て FAX またはメール（件名：【受動喫煙・貴事業場名】）でお申し込みください。申込書は支部 HP よりダウンロードもできます。

申込期限：9月21日（金）ただし定員100名までの先着順とします。

定員に達したときは支部 HP に申込締切のお知らせを掲示、及び受付用メールアドレスを消去します。

参加費及びテキスト代：無料

問合せ先：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部

事務責任者：吉井政雄

TEL：06-6439-6028 又は Mail：jyudou@jashcon-hyogo.com

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部 FAX：06-6439-6029 または
Mail：jyudou@jashcon-hyogo.com（件名：【受動喫煙・貴事業場名】）

さんかしゃしめい 参加者氏名		
事業場名		(業種：)
住所	〒	
TEL ご担当者氏名	TEL:	ご担当者